

公示番号：19a01159

国名：カメルーン

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：カメルーン国コメ振興プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年3月中旬から2020年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.7M/M、合計 1.2M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年3月4日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査。なお、農業・農村開発分野における各種評価調査の経験があればなお望ましい。
対象国／類似地域	カメルーン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。）

6. 業務の背景

カメルーン共和国（以下、「カメルーン」）において、農業は就業人口の約 53.3%（2010 年）、GDP の 22.7%（2014 年）を占める基幹産業である。主要な農産品は料理用バナナ（プランテン）、キャッサバ、ヤムイモ等であり、これらが伝統的に主食とされてきたが、近年では都市部を中心にコメ食やパン食が広がりを見せている。

カメルーンにおけるコメ消費量は増加傾向にあり、一人当たりの消費量は約 26 kg（2001 年）から約 32 kg（2011 年）に伸びている一方、カメルーン国内でのコメの生産量は約 19 万トン（2013 年）にとどまっており、約 75 万トン（2013 年）のコメを輸入に依存している。

かかる状況下、カメルーン政府はコメの自給率を向上することの重要性を認識し、2009 年に策定した国家稲作振興戦略文書（“National Rice Development Strategy”、以下 NRDS）において、コメ生産量（粳ベース）を 10 万トン（2008 年、推計値）から約 97 万トン（2018 年）に伸ばすことを目標に掲げている。NRDS では、増産目標のうち、約 70 万トンは陸稲生産量を約 22 倍以上に拡大することにより達成することを目指している。

JICA としても陸稲生産を振興すべく、技術協力プロジェクト「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト（2011 年 5 月から 2016 年 5 月）」を実施し、改良陸稲品種の導入、技術マニュアルの作成、普及人材の育成、陸稲種子生産体制の確立、収穫後処理技術の導入を行ったものの、継続して陸稲栽培に取り組む農家数は、当初期待されたほどには伸びなかった。陸稲稲作の定着を促進する上では、栽培環境や営農形態に応じた栽培技術の開発と普及が必要であり、加えて優良種子の生産・流通、鳥害対策にも取り組む必要がある。

一方、コメの自給率向上のためには陸稲稲作に加えて安定した高収量が見込める灌漑稲作の強化が必要である。主に市場での販売を目指す灌漑稲作では、輸入米に対抗しうるコメの品質、コメ生産の収益性の向上などが課題として挙げられる。

以上のようなカメルーンにおけるコメ自給率向上に向けた課題を踏まえ、陸稲稲作に加え、灌漑稲作地域での生産量増加も目指した技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト」（以下、「本事業」という）がカメルーン政府により要請された。

本事業は、中央州、南部州、東部州、およびヌン渓谷開発公社管轄灌漑地区（北西部州および西部州）において、陸稲と水稻双方の種子生産から販売・消費に至るバリューチェーンの強化を行うことにより、コメの増産と品質向上を図り、もって、灌漑水稻米の販売量と陸稲米の自家消費量の増加に寄与するものである。農業・農村開発省（Ministere de l’Agriculture et du Développement Rural 以下、「MINADER」）及びヌン渓谷開発公社（Upper Nun Valley Development Authority. 以下、「UNVDA」）をカウンターパート機関として、2016 年 6 月より 2021 年 6 月までの 5 年間の予定で実施されている。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクトが中間段階に差し掛かったタイミングで、プロジェクト活動の実績、成果を評価確認するとともに、プロジェクト目標の達成に向け

た、案件デザインの見直し及び、案件終了後の方針検討を行うことを主目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2020年3月中旬～4月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他カメルーン側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2020年4月上旬～4月下旬）

- ①JICA カメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③カメルーン側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びカメルーン側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びカメルーン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA カメルーン事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2020年5月上旬～5月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

次の①～③を2020年5月29日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

③ 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アディスアベバ⇒ヤウンデもしくは日本⇒パリ⇒ヤウンデを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年4月5日～2020年4月25日を予定しています。本業務従事者は、JICA調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAカメルーン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語語⇄フランス語の通訳及び作成資料の翻訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8409）にて配布します。

・ R/D（英文）

・ 詳細計画策定調査報告書

・ プロジェクト月報

・ モニタリングシート

・ PDMおよびPO（最新版）

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望さ

れる方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤フランス語の資格を有する場合は証明書等を添付すること。

以上